



鈴  
録



利  
賤  
付  
土  
着

四  
十  
三  
三  
三

服部文庫  
イ17  
1945  
1





117  
1945  
1

珍録序

古に紀きりと戒けいとは國の大事ありども  
いひ周官の制度もも六卿を以て國  
の政務を司る事なるに古征の時に  
六卿則六軍これ大おとるといひり又古  
征の時は成せいを學にむとて軍法をハ  
平日ハ學校よ納きて古陣の時は  
學校より古法を交るるのたまりされ

珍録序



は聖人の道ハ治國乃及之軍旅ハ  
治國の一大事なりを國此息も亡  
ありも此一舉よあるもの聖人の  
道を学ぶ人は是を疎うよんは  
らず是よりりて孔子ハ我戦は必  
然と云終り又孔子の魯國へ返り  
終りりハ齊魯の戦れ時孔子の弟子  
冉求が軍法よそ魯國務ころよんて

あり上古ハ右よ立へるころ文武二つよ  
こかれさめをも後世學問衰へて聖  
人の道と學ぶ輩軍旅戦糧志むら  
甚深もころ事なり殊は宋儒の學問  
有りありて王道乃師といふものと後て  
兵學よ計策戦いひころを古湯氏の  
軍よけある事此極よいころり  
文武全く二つよなれり儒教ハ



名氏はさるる人よも西晋の杜預、羊祜、  
東晋の謝安、謝玄、宋の范玄、明の  
劉伯温、王陽明はさるる名氏の名を  
施せり又家國の軍法は如く大匠の傳  
承よ傳へて匡房より八懐を命り授  
けり事あるれば儒者も軍  
師たり武將も人  
も文學ありては事明かりたり

洪海の令乃茲代考あるよも吾國は  
軍法は唐の軍法と傳り事ある  
當時は如くといへば遠りよある  
事なり某父祖二代醫師と傳り  
上よ今又學問を家業とす事  
あるを以て祖物なり姓氏はがして  
參刑の城をありとや祖母とよ  
お程なりと私よは自撰よ思ふなり



こがまのしけれとも其餘の言やともは  
りて知れより茂義代好む傍書言の片  
手あるよはんを是よ用也又祖父の東都  
よ東都しは清入國の記よ名代し  
ころ物所ともし父のていふく交り  
そ物所ともし父のていふく交り  
故よ我國伝書の軍法代を教へ  
英國の兵書とも多く讀くころ志あるに

當代伝書の軍法といふもの戦國名將  
の下れ物所乃物所よあつをころ物  
れとも所成立て一人よ教ゆるより同  
よ昔ゆるる事と全備させんとて  
多くハ實ん永の末より實ん文の記と  
人の増補とてあまり大平の人乃  
取はくころひころある故某と父祖  
の時より家よ傳りしる古物



とはあまぬ事一の跡をたう我國の武  
士は群より育るぬ戦國の時分よりハ  
武風候るよ梅のよまきの存根も治まよ  
能りてしと大形茂道は地よ旅くる  
根よぬとも是れ我ら人あて當代軍  
者のいふ説を信して戦國の時よりかく  
のこく群ある事一の傳りりころと甲ふ  
人のあまきあり當初

東照公の御時。軍法者といひぬは井俣  
掃部右衛門の家也。是も軍法といふ者  
可い軍法は訓問集といひてあまき程  
有れと此等軍氣軍配日取教并皆族  
幕毎衣の仕立拵梵字陀羅尼九字護  
身法まゝあるひよて思ふころ物と合  
戦の事ハ僅よ甲又是るあてはなすれ  
と群よりたう事一あるあて當初



見れば何の用にも立ぬ相あり某の経  
父より是を傳へてよく知りぬされも  
其時分は軍より別くする名は勇士と  
よみしるこれ軍の仕給は射り家の  
常業飯を食ふなり及ぬるなり  
只戦國の時生死のちまきこよあるなり  
あれは佛神を信する事なり名は勇士  
よとさる事あり右のこくあり

を軍法と申ひころる時代は法ぬてを  
公長の事なり相軍法とあるの巻  
ありころるは兵の陣の以後戦國よ  
て軍の仕給は業肉よぬころる代は松平  
伴豆吉殿武功の家よてもあて大  
ぬれころるは武田流といふ代は  
おてそれよりして軍法者といふ



るはよ多くあり極くの流儀ありしは某  
是れ考ふるに平定信玄極く二流  
の和よ不出るを二流とらふを實は少後小栗  
山麻呂舎ら流儀よそ二流の流よは是ら  
故某ら亦よ傳りりころ戦國の物師の  
物師とあはぬはるる古のころなり某ら亦よ  
傳りりころ物師ハ皆物師の子どもの父祖  
よ亦また又その流の物師よちるみて亦く

るはよそ某よ是れ流るも流せよ武義  
を好むが毒物なりと思ふんより毒刺  
のん物よせいひころるよりそ知ぬよを  
は知ぬよいひて事よつたるやそ傳り  
んは毛頭もなきよ實るる物師よ軍  
を立つるもの流よはんりそ流乃  
毒ありさるれを軍よんの説も中物師の  
物師より亦くころるれハよそ事よ



其平あわらぬをれば一向は嫌ひ棄へ  
きよあらず只彼は残兵参考して取  
捨あわらざる事なりそよよ元就の言  
信玄謙信信長太閤より御當家と  
武風の修身極りじこころを考へて  
実役の内にも前後の相違ある事と  
知らへざる事なりあて軍法と軍畧とい  
別の事なり軍畧といふは謀畧なり

謀畧ハその其將の器量よりのりよ  
て上りあさるゆかり是ぞむ極此謀畧  
といふ事の限をてあさるゆかりは是  
よりのりてむる傳授よ及ばざる事あり  
何程むる傳授——こりともん勝す  
は却る多岐の惑心とあるん剛とあるゆ  
馴る時はむりすとしてあさる先より  
湯あさるゆかりとされとも和漢の古戦



の物終りをすくく人い蓋なるきいし  
好ず相軍法といつばは次第制ちぢせいのさるあり  
卒伍の組織より兵器器械合せ人数  
の分配値を立て合戦の仕組法の飾  
號令の他法は軍管陣より兵報の  
手をも武器の仕組よるものとして  
省て早き人の兵士卒をよりく修練させ  
て若く程の才給ふとも手もつてさるる

自由を取てまひしれきさるる指すする  
仕組なり軍田者拙けきいたるの軍法  
調こりとも必勝事とほくこをねとも  
軍法調こね人数手よいするまらる  
くて敷軍をよいこりやきしこれハ軍  
田者は思量よするの次第制ハ修練よあり  
兵田の兵書と七書ハ軍田者よめし  
制少し明初の名お俞大猷てきえんとう威南塘



る書ハ其節制を設て軍田畧をいへり又  
吾國近代の徳名將ハ何れも軍田畧乃  
名入して節制を知らず是より  
て吾國の書ハ吾國の軍立と評判  
て軍は法なく人々自然となすとい  
ふり戰國の時ハ士卒勇猛して志堅  
軍は烈しく故士卒の勇猛は是合  
戦を以て吾國のしくある法ありと

いふを以て今小幡流を按て其節  
軍田畧にして軍法ありし亦山本  
軍法の精ある事あり又倭流は  
吾國法にして軍田畧なりとされ  
し其も信玄倭流の由流に始す  
近年少くも吾國の書に記されし  
もの付録して其事ありされし亦  
山本節制が率の學問ハ其書の



此と異程ある學問は好されざる付  
係する軍法に在るぬ所あるなり  
某物師の如きを考へくは戦國の時分の  
大お祥おともは當時軍とんのみが  
しと人ある人よ好す當時の軍志  
の眼より目んぬは甚を分別は楚忽る  
る振るる人ぬく早まんと此ん剛は  
て生死の場よ別くる故ある人よそ

機轉働らうてまらることよそは士卒も剛は  
健るる事今時の武士のしとよは好す只  
世の者の事換くる振るるものなり  
されとも戦よ別くる者ある故軍法をけ  
れともよく思ひ合て功とぬくる事  
なりあるよ當時是を考ひしととも  
おも士卒もその時代と替りこれ軍法  
あつてはそ時代のお士のしとよく思ひ合



働は勞てあるより一に事あり又法  
正家の物所とての終り傳を交くし  
大明の倣立ハ大軍と自由よ取也す  
恰非変のこと一に日中とて終り身ん  
さる事なりと云へ申されとも大明方  
曆年ナリそ法年の只中なり朝鮮  
へ來しる大ねもたとの者もあらず  
日中の兵はおも士卒も亂れ始て釋

習しる所ある故百戦の内よりすりみ  
かぬしる者とをなりされとも大明の  
勢よ多しひて敗少よ及愈るは是軍  
法なきと軍法あるとの差別なりされ  
と日治せよ於て軍とせば是法制の法よ  
志くはま一に事上一切の事甚だ異なる物  
哉心てく一に身ん時はるる失長短は  
明らよ身んを事なりたとははらの



そりを母んるよハ弦の曲るるを以てた  
る時ハそりの短明りあるうらうらう  
國のう矢ハ日本のう矢を以て是を倅  
一日本のう矢ハ吳國のう矢を以て  
是を倅せさるれハそハ矢母ハかこる  
一故ハ今ハ書ハ戚南塘ハ軍法ハ  
信玄倅佐の二流とを押合て倅判を付  
て指並なりハ三流のお違ある所を

以てござの上よりけてゆと吟味して  
只とよよとらる根よそハ矢を我らの  
底よりとらハおそち地身ハ時代ハ  
合せてる根とを面ハの是ハ悟治ハあら  
矢を取る處を事なりハおそて務員ハ  
時の運あり軍をさるるとハ人なり  
を根す人ハあらハ利ハをさるつるハ  
よも根す只我ハ是ハ根と極めてカよ及



いんよ叶ふ程の働とせん事一是武門  
の嗜あるを魚——當時せるるよんやる流  
流と學ひうよめそくよ軍と法ハテ振  
ある物と格式作法の振よ是（春迄未  
熟る）は肝心の時よゑて何の用も  
立ま——まなり和漢のつごごと悉く  
よ吟味——垂てお実事の上ハ面  
是終に身を時を傷を身代其國の

風俗成考へてんといよ仕組を振め  
て思ふ存分——働はたさひ運を  
す——て勝利を得すとも苦く泉の底  
中て法念は有らぬなりとなすも是  
る有るありけつおれをなせん人よハ  
け書物他授あるをそのあり軍學  
をすれハ軍よ必給となさる人よは  
他授ハ有る教そのなり



享保十二年丁未正月

家

鈐録目錄

第一卷

制賦付土着并武士之不忘本事

第二卷

兵制

第三卷

職制并選兵

第四卷



編伍

第五卷

懸令 賞功

第六卷

行軍 候探 烽燧 糧餉

第七卷

營地 營算 營制 營規

第八卷

陣法<sup>上</sup>

第九卷

陣法<sup>下</sup>

第十卷

教旗<sup>上</sup> 發放 騎操

第十一卷

教旗<sup>下</sup> 車騎合操 命大猷大同車操

第十二卷

步操 比較



戰法

第十三卷

戰略上 用寡 用衆 客戰

第十四卷

戰略下 阻水 天時 夜戰 陰書

第十五卷

城制上 選地 經始 度數

第十六卷

城制下 曲折 城池 門 樓臺 牆 橋 雜制

第十七卷

守法上 約束

第十八卷

守法下 需俗 措施 堡約

第十九卷

攻法 措施 需俗

第二十卷



水法

邦本

課造 船行

船制 船戰

船營

威南塘水軍法

編伍 附錄

懸令 水操 濟水諸器

禁涉諸器

鈴録目錄終



鈴録第一

制賦付土着并武士之本ヲ不忘事

兵賦

ト云ハ軍役ノナリ軍役ノ割ヲ定ムルヲ制賦

ト云是建國ノ天制ニメ軍法ノ根本ナリ何ントナ

レ卒時ニ於テモ天子ヲ万乗ト号シ諸侯ヲ千乗

ト号スル古ノ法ナルユヘ諸侯ノ國ヲ建立スルニハ

兵賦ノ多少ヲ定メテ是ヨリノ万事ノ制度ヲ建

立スル丁聖人ノ道ナレハ建國ノ大制ナル丁明カナリ

最軍法ニ至テハ先ツ人數ノ総高ヲ知ラヌメハ何ニ



因テカ戰守ノ畧ヲ運サン 孔門ノ賢者子路ハ政事  
ノ科ニ稱セラレ將軍ノ村ト令尹子西モ言タル人  
ナルヲ孔子ハ千乘之國可使治其賦トノ玉ヘレハ兵  
賦ノ事ハ軍法ノ根本ナルト明カナリ三代兵賦ノ  
制公侯ノ國ハ山川都邑ノ地ヲ除テ田地ハカリ方百  
里ノ地ナリ方百里ハ一万井ナリ一井ノ地ハ田地九  
百畝ナリ一畝ハ百歩ナリ一步ハ八尺ナリ周尺ハ令  
ノ曲尺ニテ七寸二分ニテ八尺ハ五尺七寸六分大

抵一步ハ今ノ一坪ナレハ百畝ハ三町一井ノ田地二  
十七町然レハ方百里ノ田地ハ二十七町此方ノ外  
目ニメ大抵一町十石ト積リテ一井ノ石高二百七  
十石ナレハ公侯ノ國ト云ハ二百七十萬石ノ大名ナ  
リサレ氏租稅ハ什カ一ナレハ現米三十萬石ホト四物  
成ニメ七十五萬石藏入ナリ殘テ二十四萬町ヨリ  
出ル兵賦三軍ノ人數三萬七千五百人ハ八萬夫  
ノ家ヨリ出ルナレハ大抵八萬ノ半ヲ取テ四萬ナリト



現ニタリ管仲由内政ノ法。五軍。人数六万。又  
此の八万。四分五。十の九。知。伯ノ國。方七十里  
右ノ割ニメ田地四千九百井大抵方百里ノ半分  
十レハ百三十五万石ノ大名ナリ藏入現米十五万  
石ニメ四物成三十七万石四万夫ノ家ヨリ出ル兵  
賦二軍ノ人数二万五千人子男ノ國ハ方五十里  
右ノ割ニメ田地二千五百井大抵方七十里ノ半分  
ニメ六十七万石ノ大名ナリ藏入現米七万五千

石四物成ニノ十八万五千石二万夫ノ家ヨリ出ル  
兵賦一軍ノ人数一万二千五百人右ノ方百里方  
七十里方五十里ト云モ大槩ノ數ニテ大抵田地六  
町ニ軍兵一人出ス割ナリ秦漢以後ハ郡縣ノ世ナ  
レハ民ヲ募テ兵トスルユヘ兵賦ノ定法ナシト知ヘシ  
而ルニ吾國軍役ノ懸リ當時一万石ニ十六騎ト  
云ヘ氏其根元ヲ知人ナシ其起リ吾朝ノ古法日本  
軍兵ヲ三十三團ト定メ一團ノ兵大抵一千



一團ノ將ヲ太毅ト云テ令ニ見エタリ團ト云  
ハ軍兵ヲ屯スル所ナリ奥州ニ七團アリ筑紫  
其外ノ國々關々ニ布列ノ設ケ武士交替ノ屯ス  
ルナレハ此事ヲ日本六十六箇國三十三万騎ニテ一萬騎  
ニ武者所一人是ヲ團取ト云大氏十番ニ交代ス  
積ニテ一團ヲ一万人云フ大中小國ヲナラメ一箇國五千騎ト  
兵家者流ニ云習ハスモ六十六箇國三十三万騎ノ説ニ  
本ツクナリ一團ト云本異朝ノ團練使ノ名ヲ取  
ルモノナルヲ誤テ軍配團ヲ持ト心得武者所  
ト云ハ京都院中ナトノ名目ナレヲ誤テ太毅ノ

了ヲ稱シタル了展轉ノ違ナレ氏古法ノ傳ル所是モ  
付テ考ツヘシ一萬石十六騎ト云モコノ割ヨリ起  
レリ實ハ一萬石百六十五人ニテ或ハ歩兵百六  
十五人或ハ騎兵百六十五騎各事ノ宜キニ隨フ  
トナリ事ノ宜キニ從フト云ハ豐饒ノ地或ハ原野  
ヲ帶テ草飼フヘキ便リアル地歟或ハ驛路ノ邊ナ  
レハ騎兵ヲ仕立ル了便リアリサナキ地歟或ハ山國ニ  
險阻ナレハ歩兵ヲ用ルニ便リアリ故ニ一萬石



百六十五人ヲ騎兵ニ仕立テ、百六十五騎ニスル  
國モアルヘシ歩兵ニ仕立テ、百六十五人ニスル國  
モアルヘシ日本國総知行高二千万石ヨリ右ノ軍役  
ヲ出ス寸三十三万騎ノ數ニツル又古來ノ詞ニ  
六貫一匹ト云モ田地六十石目ニ一騎ト軍役ヲ  
懸ル<sup>ル</sup>ニテ異國日本ノ古法ニ符合ス是ヲ軍役ノ  
定法ト知ルヘキナリ而ルヲ一万石十六騎ト云フ  
ハ上方ノ國々ハ多ク歩兵ヲ用タル<sup>ニ</sup>令ノ定メテ十

人ヲ一火トメ内火長一人其頭ナル<sup>ニ</sup>五ハソレハカリヲ  
馬ニノセテ十六騎ナリサレハ近來兵家者流ノ定  
メニ五十騎一備ノ人數足輕陪卒カケテ五百人  
ト云モ此割ナリ近來騎戰廢レテ騎馬ノ武者ト  
云モ皆名目ハカリニテ物前ニナレハ皆馬ヨリ下立テ  
歩立トナル寸ハ右ノ歩兵ノ法ニテ主人ヲ火長ト見テ  
陪卒ハ歩兵ナリコノ歩兵モ主人ト一面ニ備ヘ  
戰フヘキナリ又陪卒ノ内弓鉄砲ニ長スル輩ヲ拔



出別ニ頭ヲ付テ足輕ニ用タリ見エタリ是ニ  
ヨリテ知行高ニ應メ陪卒ノ數ヲ定メ是ヲ軍役  
ト云モ戰ニ用ル故ナリ而ルニ近來誤テ陪卒ニ具  
足箱草履挟箱鎧ナトヲ持セ是ヲ使令ノ役ニ供シ  
テ戰士ノ列トセサルユヘ軍ノ時ハ無用ノ人ニ兵糧ヲ  
費サレ且又武士ヲ城下ニ聚ルユヘ百姓ノ外ニ別ニ  
武士ノ家來ト云モノ出来ノ一牧ノ手形ヲ便リ  
トメ太平ノ法度ヲ以テシバリ置故軍役ノ名ニ

背キ戰士ノ數減少スルヲ不吟味ノ至リナリ扱右  
ノ如ク軍役ノ割ヲ定置テ此上ニ主人ノ藏入ヲ  
引ヘキ定法ハ四分ノ一ト心得ヘシ其子細ハ吾邦  
古ノ租稅十分一ナルヲ武家ノ代ニナリテ兵農分  
レ武士ト云モノ出来テ朝家ノ租稅ヲハ押領メ  
地頭四分百姓六分ニ租稅ヲトル然レ氏其地頭四  
分ノ内一分ハ朝家ノ租稅ニメ此内ニテ國司ノ  
祿其外ノ國用ニテニ用テ元來不足ナカリシナル故



四ツモノナリニメ一万石ノ地ノ租稅現米四千石俵  
ニメ一万俵ノ四分一現米千石ヲ君ノ祿ト定メ残  
テ現米三千石ヲ家中ノ士百六十五騎ノ祿トスル  
寸ハ一騎前ニ四十五石ノ知行ヲ與ヘテ古六貫  
目ノ田地ヨリ朝家ノ租稅ヲ出メ其餘ニテ一匹  
ノ役ヲ勤タル割ニ叶ヒ且又管仲ノ内政ノ割ニ  
叶ナリ或曰三百石ヲ騎馬ノ武者ト定ムルヲ當  
時兵家者流ノ說ナリ而ルニ六貫目ニテ馬ヲ持ツ

「心得カタシ答テ曰三百石騎馬役ト云ハ當時御  
城下ニ武士ヲ聚置カレ諸大名モ己カ城下城下ニ  
聚置ク世ニ相應スル様ニ兵家者流ノ積リタル說  
ニテ全ク武道不案内ノ妄說ナリ六貫一匹ト云ハ  
古土着ノ時ノ古法ニテ此軍役ヲ以テ日本國中  
ノ總軍兵三十三万騎ト云數ニツマル三百石騎馬  
役ト定ムル寸ハ僅ニ六万六千騎ナリソレモ主人ノ  
藏入歩兵足輕ノ料ヲ引テ一匹者十六騎ノ割ニ



ナリテ僅ニ三万三千騎ナリツモ又武士城下ニ  
聚居ル一年久キユへ奢侈日ニ長シ物價次第ニ貴  
クナリテ今時ハ三百石ニテモ馬持ツナリカタク  
其大將モ一万石十六騎ノ軍役ヲ出スナリカタ  
ク成行クハ土着ノ古ニ返ラスメ當分ノ渡世ノ上  
ニテ定ムルユへ不易ノ定法ニ非ス土着ノ古ニ返サハ  
ル寸ハ軍兵日ヲ逐テ減少メ武道滅却スルヲ明カ  
ナリ武士土着スル寸ハ衣食住ニ物入ルナシ風俗

自然ト質素ニナリテ城市油滑ノ風習ヲハナシ濱  
海ノ地ニ非レハ魚類不自由ナルユへ鳥獸ヲ食スヘキ  
營ニ弓鉄砲ノ藝自然ト精クナル親戚朋友ノ訪  
問ニハ五里六里乃至十里二十里ヲモ常ニ往還ス  
ルユへ馬ニ騎習レテ自然ト馬達者ニモナリ又地理  
ヲ能諳ニシ山谷河海ヲ馳メグリテ事情ニモヨク  
通達ス召仕者モ已カ領知ノ百姓ノ内ニテ見立使  
立年来ノナシミ厚クナリ其上其妻子一族藤元ニ



居住スレハ人質トナルユヘ先途ノ役ニモ立ツナリ城下  
ヘハ三月半年ノ勤番ヲ軍役ノ人数ヲ以テ勤ルユヘ  
主君ノ武備ニハ却テ甚宜キナリ愚ナル大将ノ家  
中ノ士城下ニ居住スルヲ閑ナルトニ思フヘケレ氏  
事出来ル時節又ハ卒日火災等ノ節モ妻子家財  
手足一トヒト成故却テ騒動ヲ生シ火ヲ消ス一モ  
ナラス勤番ノ武士ハ男住居ノ旅宿ナレハ何事モ  
手ハシカクテ奉公モ思様ニナルヘシ是又土着ノ益

ナリ又在々ニ強盜一揆ノ起ルモ武士居住セサル故  
ト知ルヘシ叔馬ヲ持ツ一モ當時ノ人ハ馬ニハ豆ヲ  
食ハスル物トハカリ思ヘ氏古ハ士ニ領地ヲ與ルヲ馬  
ノ草飼料トメ賜ルト云詞アリ是ハ武士ノ馬モ百  
姓ノ馬ト同ク野ノ草ヲ食セテ養フ一古法ナリ  
草ヲ飼テ養タル馬ハ健ナリ當時ノ上馬トテ豆  
ニテ養置タル馬ハ肥フトリ毛色ツヤノ麗シキ一テ  
ノ一ニテ却テ弱クナリ病出テ常ニ使習ニタル馬ハ



達者ニテ上馬トテ殿ニ立置タル馬ハ不達者ニテ  
長途ヲ行テ不能ト云テ當時武道衰廢ノ世ニ  
ハ人ノ知ラヌヲナリ此差別ヲ會得スルハ六貫一  
匹ト云ニ疑アルヘカラス或曰家中ノ士ニ高下ナク  
四十五石充知行ヲ充行ントセハ當時諸大夫ノ家  
中ノ諸士父祖ヨリ相傳ノ百石二百石三四五百  
石ヨリ乃至千石二三千石四五千石モトルモノアル  
ヲハ削減スルヲ難カルヘケレハタトヒ土著ニ返シタリ

氏六貫一匹ノ古法ハ行難カラシ答曰六貫一匹  
ハ軍役ヲ懸ル割ニテ總並ニ四十五石ツ、コルト  
云トニ非ス百石二百石三四五百石乃至千石二  
千石三四五千石トル諸士ヲハ其相傳セル禄ヲハ其  
俸ニ與ヘシキテ此割ヲ以テ役ヲ懸ケテ陪卒ヨリ  
騎馬ヲ出サスルハ指支ルヲナシ尚又百姓ヲ騎兵  
ニ仕立テ、出サハ二十石目持タル百姓ニ年貢ヲ  
免寸僅ニ現米八石ノ充行ニテ四十五石ノ知行ト



同斷ニナルユヘ其主人ノ心懸ケニヨリテ騎馬ノ數ハ  
此割ヲ以テ如何程モ出サルヘキナリ又足輕ニハ十  
石目持タル百姓ニ十俵ノ年貢ヲ免サハ不足アル  
一シキナリ尚右ノ割ハ地戰ノ積リニテ一日路二  
日路三日路ニテノ軍役ナルヘシ長途ノ軍役六關  
東ヨリ京都中國九國ト三段ニ分ケテ人數ヲ減  
シ在國ノ士ヨリモヤヒヲ出メ勤勞スル寸ハ手支アル  
一ジキナリ畢竟武士ノ本ハ農民ナリ武士ノ所作

ハ弓馬尺ニ土ノ上ノワガナリト云フヲ忘ル寸ハ武道  
日ニ衰フルナリト知ルヘシ或曰總知行ノ四分一ヲ  
國主ノ藏入ト定ムル今ノ世ニ於テ其不足ナル  
ヘキハ如何答曰當時御城下居住ノ諸大名ノ身上  
ヨリ見ルユヘ此不審尤ナリ諸大名御城下ニ居住  
スル寸ハ何レモ皆旅宿ノ境界ナルユヘ衣食住一切ノ  
了皆金銀ニテ買調ルナレハ領地ノ年貢ヲ沽却  
メ金銀ニメ御城下ヘ持來リ使フナリ是ヨリ商



人諸職人御城下ニ聚ツトヒテ其自由甚ク甚ク  
キ故奢侈日々ニ長シ就中婦女ノ奢以ノ外ニ起上  
ス此上ニ公儀ヨリ不時ノ公用ヲ懸ラルルニ世移  
リ風俗末ニナルニ隨テ其費用ノ程限量ヲナシ難  
ケレハ一定ノ割曾テアルニシキナリ土着ノ古<sup>遠</sup>ル寸  
ハ衣食住共ニ其領地ニテ事足<sup>ト</sup>ナリ食物ノ米  
穀ハ云ニ及ハス菜菓ハ菜園樹木畝ヲ設テ種サセ  
鳥獸魚介ハ漁人獵師ノ役ニテ是<sup>ヲ</sup>出シ酒醬ハ厨

下ニテ造ラセ衣服ハ公宮ヨリ諸士ノ家ニテ婦女ノ  
役トメ絹布ヲ織出シ百姓ヨリ<sup>行</sup>調布ヲ出サセテ  
事足ルヘシ宮室ハ山林ヲ立サセ炭尾ヲ燒セテ工  
匠ノ役ヲ以テ造スヘシ百工ハ皆足輕ノ兼役トシ是  
ヲ用ユ普請ハ百姓ノ夫役ナレハ諸士ヨリモ夫ヲ出  
サセテ物入ナシ大工塗師ノルイ古ハ在々ヲ巡リテ細  
工ヲ仕懸ケ先々ヨリ往還メ月日ヲ積テ成就ス  
ルニハ家居器物モ丈夫ナレハ破壊スル<sup>ト</sup>難ク其利莫



大ナリ畢竟土着ノ世ハ物ヲ買求ルナリ難キエヘ  
人々物ヲ蕪テヨリ仕立置テ年ヲ経テ後ノ用ニ立  
ル心ニナルニ今ノ世ハ買求メテ當分ノ間ヲ合スルニ世  
ノ風俗トナリ人ノ心ハニ替アルヨリ田舎ノ百姓ニ  
テモ林ヲ立ルナラ不知メ村木ヲモ御城下ヨリ買求  
メ木綿ヲ作ルナラ忘レテ京都ヨリ買求メ或ハ蚕  
ノ業ヲ不知郷村モ多ク何事モ御城下ノ風俗田  
舎ニテ移行テ商人盛ニナルユヘ金銀ノ通用ニテナ

ラテハ渡世ナリ難クテ國主ノ藏ニモ諸士ノ渡世  
モ次第ニ手ハリ行クナリコノ界ヲ會得セハ四分ノ藏  
入ニテ不足ナキナリ明カナリ尚又作毛ノ外其土地ノ  
物産又ハ百工ノ上手ヲ仕立置寸ハ工商ノ利ヲ以  
テ國ヲ富ス術モアルヘシ是等ハ神ヲ而明レ之存乎  
其人ト云ヘル本文ノ意ヲ會得メ人々ノ寸覺ヨ  
リ出ルナレハ定マル割ノ外ノナリ  
一大名ノ身上ヲ幾十萬石ト云ヒ平士ノ身上ヲ



幾千石幾百石ト云テ古法ニ非ス大形信長

木乃吉ノ時ヨリ起ルト見ヘタリ古ノ領地ノカキ物

ヲ見ルニ何郡何郷何村ニテ幾十町幾百町ナドニア

リテ石高ハナニ武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫

ト云モ當時モ百姓ノ詞ニ残リテアリ田一坪苗一

把種ル<sub>ル</sub>ニテ百坪ニハ百把ウエ是ヲ百目ト云フ千

坪ニ千把ウエ是ヲ一貫目ト云此積ニテ大抵十

貫ハ百石百貫ハ千石ニ當レ上田ニ寄リテ一

定セズ是古法ナリ叔俸禄ヲ石高ニテ定メタルハ

其起リ浪人衆ヨリ出タリ浪人衆ト云本領

ヲ離レテ他國ニ仕ル者ヲ云フ當時無禄人ヲイフ

類ニ非ス甲州ノ浪人衆名和無理之助ガ

類是ナリ昔ハ本領案堵ヲ士ノ本意トスル習ハシ

ナルユ其國ヲ切取リ手ニ入レテ後本領案堵サス

云<sub>テ</sub>ニテ當分廩米ヲ與フ是ヨリメ士ノ禄ニ

石高ヲ以テ定ムル<sub>ル</sub>起リ信長秀吉ノ時分ニ至



テハ日本國中ノ士皆本領ヲハナレテ、  
散ルタルユヘ一面ニ石高ニナリタルナリ  
當時モ古キ家ニハ新參者ニハ廩米ヲ與ヘ家ノ譜第  
ニナリテ知行所ヲ與ルノアルモ此遺風ナリ  
且又四物成三ツ五分物成ナト云フハ元來石高  
云ハモミ百石ナリ米ニメ四十石アルモアリ  
三十五石アルモアルヨリ四斗俵三斗五斗俵ナト云フ出  
來セリ古ハ皆モミ納ナリ武家ニ兵糧ヲ貯置クハ

皆モミニテ貯置クテ古法ナリ故ニ

東照宮ノ御筆ノ物ヲ御旗本ノ家ニ所持シタルニ

誰々モミ幾俵幾俵トカキ給ヘルガ多キナリカタ

ノ如クナル子細ナレバ今當時ノ風俗ニ合テ石高ニ  
ハ石高ノ一ヲ云ヘリ古ヨリ石高ト云フアリトハ思フ  
ヘカラス

石制賦ノ一卷ハ威南塘カ兵法ニモナキ也又和  
軍ニモモトヨリ是ナキナレバ是軍法ノ大本ナル



ユヘ愚心按ヲ以テ是ヲ述ス愚心按トテ和漢ノ  
古法ニ本ツクドナレハ全ク杜撰ニ非ス學者疎  
ニ心得ベカラス又謙信流ニ日本國總人數ソク  
四万五千騎トアレハ無稽言ノ妄説也ト知ヘシ孔  
子ノ御詞ニ庶富教ノ三ノ次第ノ論語見  
ルニ是治國ノ大道ナルユヘ即軍學ノ至極ナリ  
カレハ當時ノ儒者ハ治國ノ口ヲニ疎キユヘ空  
理ニ是ヲ説クニテ聖人ノ深意隱レタリ嘆シ

キナナリ第一ニ庶ト云ハ國ニ軍兵ノ數不足キ  
ヤウニスルナリ是即此制賦ノ卷ノ意ナリ  
庶ハ衆庶ハ義ニテ人數ノ多キ心ナリ國ノ治メハ  
國中ニ人數ノ多キヤウニナルナリ第一ナリ魯國時ノ  
愚ナル學者ハ城下ニ工高多ク聚マリテ斂系昌シ  
武家ノ家居ヲ作リツツケ袴着タル若黨中  
小姓手フリ奴ノ沢山ナルヲ見又田舎マテモ高  
人多入込テ斂系昌スルヲ孔子ノ玉モウ庶アリ



ト云ニ叶ヘリト思フハ以ノ外ノ僻事ナリ其子細  
ハ古ハ武家皆知行所ニ居住メ在々ニ遍満シ  
皆々土ニハ付タル草木ノ如クナリ故ニ楠ナド其外  
ノ家々度々城ヲ落サレ没落メモ子孫其所ニカラ  
マリ居テ幾代モ不絶ヒタモノニ旗ヲ奉テ家ヲ取  
與セリ是武家土ニ付タル威徳也ニカルヲ信長  
秀吉日本一統ニ至ヘル寸甚是ニ難儀ス是ニヨリ  
敵國ヲ攻從ヘ其將降參スレハ所替白國替白ト

云フヲサセテ地ヲハナル、様ニミタリ是ヨリメ士  
ヲ知行所ニ置寸ハ所替ノ節不便利ナルユヘ  
皆城下ニ士屋敷ヲ立テ、集置クフニナリタリ士  
ヲ城下ニ集置キ見レハ昔在々ノ知行所ニ置ケル  
時トハ替リテ立廻モヨクナリ行儀モヨクナリ又  
城下ニ大勢居ルユヘ是ヲ召使フニ自由ナルユヘ大将  
手是ヲ悦ブ又士ノ召仕家來モ城下ナレテ利口  
ニナルユヘ士モ是ヲ悦ヒテ便利ナルトニ思ヒ始メハ



遠國ニハ知行所ニ居ル士モ多カリケレ氏次第ニ城  
下ニ居住メ今ハ大形日本一統ニナリタリ如此ナリ  
堅マリタラシニハ此以後乱世ニナリテ割據ノ世  
界ニナリタラシ敵ニ城ヲ攻落サレタラハ一敗塗地  
トヤラシ云如クニテ其城下ニ住居セシ武士ノ種ハ  
尽クニ滅却スベキソ悲シキ其子細ハ小身ナル士  
城下ニ居住メハタトヒ知行処ヲ持タリ氏知行  
所ノ治メ努々ナラヌ也只年貢ヲ取ハカリテ地

頭ノ所作ト覺居ルナリ其百姓モ地頭ハ年  
貢ヲ取ル役ノモノトバカリ覺居テ地頭ハ少モ多  
ク取シトシ百姓ハ少ク出サント思入テ互ニ取ラシ取  
シジノ争ノ外ハ更ニ他事ナケレハ地頭ト百姓ト  
ハ當時ノアリサマ仇敵ノ如クナリサレハ其城落城  
シタル寸其武士知行所ニカラマリ居ルトハ曾テ不  
叶皆百姓ニ打殺サルヘケレハ一敗塗地ニハ非ズヤ且  
知行所ニ居ル寸ハ武士モ百姓ノ風俗ノロクニテ譜



弟者ヲ沢山ニ持居ル譜弟者ハ家内ニテ生シタルモノ  
ニテ幼少ヨリ主人ノ妻モ我子ノ如ク憐テ是ヲツダ  
テツレハ主人ハナジニ深シ追出メモ行ベキ先ナシ恩ニア  
三ニテメンドウナルモノナレ其主人モ百姓ノ心ノ如クコ  
クメンドウヲ見ルユハ先途ノ役ニ立ツ也武士城下ニ集  
居リニナリタル後ハ召仕ノ利ヲ好ム心ヨリ譜弟者  
ヲ召仕フヲ嫌ヒテ皆出替者ヲ召仕フニ合ナリタ  
リ出替者ト云フモ元来田舎ノ百姓家ニアル也皆近

村ノ百姓ノ身上ノナラヌヲ召置クナリユハ其者ノ親  
類親子地著テアリ田宅モアレバソレヲ棄テ逃走ルモ  
ノニ非ズナルホト慥ナルモノ也城下ノ武家ニ是ヲ召置  
寸ハ出替者ハ定マリタル主人ニ非レバ十方具那ノ心  
ニテ主人ハ思入ルナラニ年季アリテ出替ルハ年  
久シキナシニナシ剩ヘ遠國ノフテシナル者ヲモ城下  
ノ商人ヲ請人ニテ手形一枚ニテ召置クナリユハ治  
世ニ公法ノ立ツ内ハ手形モ用ニ立テ乱世ニ至リ



テハ公法ハ用ニタズ他國へ踏出メハ皆途中ニテ欠  
落スヘシサレハ只男フリ口先ノ利ヲ取テ召置キタル中  
小姓徒ノ者杯ノ闹カニ城下ニアレバトテ軍役ノ用  
ニ立子ハ孔子ノノ玉ヘル真ノ庶アリト云ハ叶ハカ  
也又城下ニ商人ノ多ク聚ルハ武士知行所ヲハ  
ナレ城下ニ居ルハ平生ノ身持土ケヲハナレテ自然  
ト奢者美ニナル奢者美ニアラズトテモ城下ハ奢者一本  
ニテモ買調ヘスメ朝夕ヲ送ルハ不叶ニ城下ニ商

人次弟ニ多クナルハ必然ノ理ナリ商人次第ニ  
多集テ城下自由便當ニナルニ隨テ武士奢者弥  
盛ニナリ年貢ニ取タル米ヲハ其年切ニ悉賣拂ヒ  
テ商人ヲ頼テ用ヲ足シセテ送ルニ米貴キ人々  
皆忘レテ金ヲ貴フ人ノ心ニナリタリ畢竟ノ知悉  
主ノ士ヲ養フヘキ為ノ俸禄ハ商人ヲ養フニナ  
リテ武士ノ身ハ皆商人ニ吸取ラルハ當時ノ  
有様ナリ是ニヨリテ物價次第ニ貴クナリ武士



一 次第ニ困窮ノ人ヲ軍役ノ通りニ持ツテ今ハナラ  
ヌヤウニナリタリ百姓ハ雜穀ヲ食シ年中勞苦メ世  
ヲ送ルニ商人ハ白米ヲ食シ骨折ズ世ヲ送ルニ今  
城下ノ風儀田舎マテ移リテ田舎ニモ商人多ク  
リタリ國中ノ民ハ百姓ノ外ハ皆武家ノ家来トナリ  
テ軍役ヲ勤ムヘキ者ガ今皆商人トナリタレハ庶ハ  
庶アレモ軍役ノ用ニ立子ハ真ノ庶ナリト云モノニハ  
非ルト知ヘシ 第二ニ富スト云ハ武士ト百姓トノ富ム

一也武士ト百姓トノ富ト云ハ其國ニ米ヲ貯置ク  
一也今ハ米ヲハ悉賣拂テ金ニメ商人ヲ養ヒ又  
商人ヨリ他國ニ送リヌ剩ヘ金モ其年切ニ使棄レ  
ハ國空虛ニメ貧ニナル一右ニ云カゴトシ且ヘ今世ハエ  
商混メ一ツニナリエラモ商ヲモ町人ト是ヲ名ツク是メ  
國貧ニナルエニナリ 總メ古ハ百エヲ其國ニ仕立  
置テ是ヲ用ヒ他國ノ百エノ作タル物ヲ商人ヲ頼ミ  
テ金ニテ買調ルニハナカリシ也何事モ其國切ニ用



ヲ足スヤウニセザル寸、乱世割據ノ時ニ至テヒシト手支  
ルノミナテズ商人勢ヲ得ルニハ物價次第ニ貴クナリ  
テ國必令其クナルナリ百工ハ庶人ノ廩米ヲ食  
ムモノ、スルナリナルニハ戰國ノ比マテモ多クハ足輕ノ  
ガ也普諸ドウツキハ足輕并ニ武家ノ家来ニサス  
ルニテ日庸ヲ借フト云フハ昔ハナキナリ今ハ  
足輕モ武家ノ家来モ驕リテ是ヲ日庸ヲ借ハ  
物入莫大ナリ農民ニサスル農作ノ妨トナル日庸

ヲ借フニ游民其所ニ聚マリテ米穀ヲ食費ニ武家ニ  
仕ユルヲ嫌ヒテ皆游民トナルニハ多ク是軍  
役ノ用ニ立ヌナリユク是皆庶富ノニヲ知ラヌ  
ニナリ第三ニ教ト云ハ軍法ノナラシナリ孔子ノ  
玉ル教ト云ラ仁義五常ヲ講釋ノ教ルナリ今  
世ノ儒者ノサヘツルハ以ノ外ノ僻事也古ニ孝悌忠  
信ヲ教ユルト云ハ止タル人ノ治メカタニヨリテ自然ト  
孝悌忠信ノ風、厚クナルニテ全ク講釋ヲメ



教ル<sub>レ</sub>ニ非ス其上<sub>ニ</sub>富教ノ教ハ孔子ノ不<sub>レ</sub>教民ヲ以  
テ戰フハ民ヲ棄ル<sub>ル</sub>ナリトノ玉ヘル心ニテ軍法ヲ教ル<sub>レ</sub>  
ナリ軍法ヲ教ユルト云ハ軍法ヲ説テ教ユル<sub>レ</sub>ニ非ス  
軍法ノナラシヲ仕込テ士卒ノ身ニ覺ユルヤウニス  
ナリ是即下ノ操練ノ諸卷ニ述タルトコナリ今  
ハコノナラシナキユヘ弓鉄炮ハ獵師ニ劣リ馬ハ牧士ニ  
劣ルヤウニ武士モナリタリ下卒マデニ任込ムベキナリハ  
旗鼓ノナラシナリ士多<sub>ク</sub>以上ノ人ハ隊長以上職ナル

ユヘ人數ノ使様合戰ノ仕様遠<sub>ク</sub>ヨリ見テ人數ノ  
多少ヲ積ル<sub>レ</sub>備ヲ立ル間數ノ場積リ是等ヲ  
第一トスヘシ山川地理ノ案内諸事ノ功者寒暑  
ニ身ヲ鍊リ勞苦ニ堪ル<sub>レ</sub>ハ知行所ニ住居スレハ  
ハツカラナルナリ



